

学校法人羽衣学園 羽衣国際大学 大学職員公募要領

「これからの共生社会において、主体的に行動する実践的職業人の育成」を使命・目的に掲げる羽衣国際大学では、学生の成長を支援し学生が成長する舞台づくりに情熱と意欲を持った職員(有期契約)を次のとおり募集します。

項目	内容
1 募集職種	助手(事務系)
2 業務内容	人間生活学部食物栄養学科の実習助手(食物栄養学科における実験、実習科目の補助及び各種学科業務) ※ 契約期間中に異動する場合があります。
3 募集人数	1名
4 採用日	2025年4月1日
5 応募資格	次のすべてに該当する方 (1) 本学の理念に共感し、倫理観と責任感をもって業務に従事し、他の教職員と協働できる方 (2) 管理栄養士の資格を有する方 (3) 2025年4月1日付で着任可能な方 (4) 大阪府内又は近県に居住し、通勤可能な方 (5) 大学職員の職務に理解と情熱をお持ちの方 (6) ワード、エクセル等、汎用ソフトを使いこなせる方 (7) 教職員、学生等とのコミュニケーションに積極的に関われる方
6 勤務場所	羽衣国際大学 大阪府堺市西区浜寺南町 1-89-1
7 雇用形態	有期契約 (1) 初回の契約期間は3年です。 (2) 再任は、1年ごとに2回までとします。 (3) 契約期間中に専任職員に登用される場合があります。
8 勤務条件	(1) 勤務時間 月～金 8:30～17:20(交代制勤務あり。) (2) 休日 土曜、日曜、祝日、開学記念日、年末年始、お盆休み ただし、大学行事等(オープンキャンパス等)で出勤を命ずる場合があります。 (3) 給与 本学給与規程に基づき、職務経験等により給与・処遇を決定します。 (4) 賞与 年2回 (5) 諸手当 通勤手当、住宅手当、扶養手当等、本学規程によります。 (6) 福利厚生 私学共済年金、私学共済健康保険、雇用保険
9 応募方法	次の書類を、2025年2月26日(水)必着で郵送してください。 (1) 採用申込書(履歴書)

	<p>ア 本学所定のフォーマットに記載してください(本学ホームページに掲載してあります。)</p> <p>イ ステープラーを使用せず、クリップ等で留めてください。</p> <p>(2) 職務経歴書</p> <p>ア A4 版縦・横書きで作成してください。枚数、様式は自由です。</p> <p>イ 職務経歴がない場合は不要です。</p> <p>ウ ステープラーを使用せず、クリップ等で留めてください。</p> <p>(3) 志望理由書</p> <p>A4 版縦・横書きで作成してください。2 枚以内、様式は自由です。</p> <p>(4) 管理栄養士免許の写し</p> <p>(5) 郵送先</p> <p>〒592-8344 大阪府堺市西区浜寺南町 1-89-1</p> <p>羽衣国際大学 職員公募係</p> <p>封筒に「食物栄養学科助手 応募書類在中」と朱書きの上、書留郵便、レターパック等、記録が残るもので送付してください。</p>
10 選考	<p>(1) 選考方法</p> <p>ア 一次審査(書類審査)</p> <p>一次審査(書類審査)の合格者へは、2025 年 2 月 28 日(金)までにメール又は電話連絡します。不合格者への連絡はしません。</p> <p>イ 二次審査(面接)</p> <p>(ア) 一次審査(書類審査)の合格者に対して、2025 年 3 月 5 日(水)に面接を予定しています。</p> <p>(イ) 二次審査(面接)時の交通費等は支給しません。</p> <p>ウ 最終面接(2025 年 3 月上旬を予定)</p> <p>(ア) 二次審査(面接)の合格者に対して、メール又は電話連絡します。不合格者への連絡はしません。</p> <p>(イ) 最終面接時の交通費等は支給しません。</p> <p>(2) 選考結果</p> <p>選考後、メール又は文書にてご本人あてお知らせします。なお、選考に関するお問い合わせには応じられません。</p> <p>(3) 応募書類</p> <p>ア ご提出いただいた書類は返却しません。一定期間保存の後、本学が責任をもって処理します。</p> <p>イ 応募書類は今回の採用業務以外には一切使用しませんが、採用決定者については、採用後の事務手続き等に使用することがあります。</p> <p>ウ 提出いただいた個人情報、本学個人情報取扱規程に従って適正に処理し、本件人事選考以外の目的には使用しません。</p> <p>(4) 本学は、男女共同参画を積極的に推進しており、選考に当たり、業績及び人物の評価等において同等と認められる場合は、本学のジェンダーバランスに配慮して採用します。</p>
11 その他	<p>(1) 応募の秘密は厳守します。</p> <p>(2) 採用決定後においても、次に該当する場合は、採用内定を行ってもそれを取り消し、また、ア又はウに該当する場合、採用後においても懲戒解雇等の手続きを取ることがあります。</p> <p>ア 応募資格がないことや提出書類の記載事項が正しくないことが明らかになった場合</p> <p>イ 健康上又はその他の理由により採用予定日からの就業が困難となった場合</p> <p>ウ 提出書類に経歴詐称等(処分歴を含む。)の記載が認められた場合</p>